

天台智者大師別傳並に註釋について

山内舜雄

記を明瞭ならしむることは重要な意味を有してくるわけである。

天台教学は、確かにわれわれの教理的研究の対象としては興味深き宝庫である。しかし仏教一般に於ける教学と云う意味が、理論的探求を目的とする通常の学の概念と異り、実践的な全人格の体験なくしてはその真髄を把握することが不可能であると云う独自の性格を有する限り、天台教学に於ても、その大成者たる智者大師自身の宗教的体験の経歴を離れてその教学のみを追求することは許されぬ筈である。換言すれば、かの廣大にして精緻なる教学組織も、畢竟大師自らの宗教的体験の客観的投影に外ならぬと云えるし、又古来教観双美義観雙明と歎称せられる奥底には、依人立宗として異彩を放つた智者大師自身の定慧兼備の宗教的人格が存することを忘れてはならぬのである。茲に於て天台教学研究上、大師の伝

而して大師の伝記に就いては、古来基礎的資料とも云うべきものが三種存する。即ち今茲に取上げた別伝と同じく灌頂の編纂した国清百録及び道宣の統高僧伝第十七にある智者の伝である。百録の自序を見ると、別伝の外にも玉泉の法論、会稽の智果の大師伝のあつたことが知られるが、続伝は別伝と終南山竜田寺の法琳の大師伝を挙ぐるのみであるから、続伝撰述当時までに早くも散佚した如くである。又法琳の大師伝も後に失われ、現存するものは僅かに別伝と続伝のみである。なほ伝教台州録に道証撰の天台智者大師別伝一卷が記載されているが勿論現存しない。

以上三種の基礎資料中、統高僧伝は灌頂の寂後十三年を経て撰述せられた頗る仏教史家の間に重きをなす僧伝

であり、国清百録はその自序によると、智寂の編集した大師の遺迎信命搜訪のことを記した草本を、智寂の滅後灌頂が増加補修して作製したものであるから、これ又歴史的资料としては極めて確実性のあるものである。これに対して別伝は、同じ灌頂の筆に成るものであるが、多分に信仰的立場より書かれたものであるから、既に如海の紀年録等の指摘している如く、歴史的立場からは百録や続伝によつて裁かれねばならぬ運命を有する。しかし単なる歴史的立場からのみ取扱われた伝記は、畢竟無味乾燥となりて生ける大師の宗教的人格を顕現することは出来ない。この点別伝は大師の後継者たる灌頂によつて天台教学の文字通りの大成者智者大師の古今に卓絶した宗教的生涯を後世に遺さんとする意図の下に撰述せられたものである。故に史実としては百録や続伝に一步譲るところがあるとしても、宗義上からは極めて重要な意義を有する伝記である。慈雲の隋函目録には、別伝と百録とは蓋し是れ大師始終の化迹なりと云われているが、上記三種の基礎資料中、われ／＼が特に別伝を取上げた理由もこゝに存する。即ち別伝に於ける大師は単なる歴史上の人物としてではなく、灌頂によつて天台の宗義上、

かくあらねばならなかつた理想的人格として描き出されている。従つてその中に大師の生ける宗教的人格を表現せんがための灌頂自身による創作と思われる点が存することは、後の別伝註釈者の等しく指摘する如く、極めて当然のように思われる。否、極言すれば、灌頂は後に完成された大師の教学組織に適合する如く、逆にその伝記を組立てたとさえ云えば云えるし、又別伝中に散在する大師の徳行は、玄義の私記縁起では十徳として極めて整然と分類されているが、灌頂はかゝる十徳を脳裏に描きつゝ、逆に別伝を構成したとも云えば云えよう。しかしそれ等は、余人に非ずして、大師の円熟せる晩年の十有三年間常に大師に随従し、三大部を始め殆どその講説を筆録整理して、事実上天台教学をして後世に存在せしめた章安灌頂の観たる大師観なるが故に、充分尊重されなければならぬし、又重要な意義を有するのである。即ち別伝に於て灌頂は大師の宗教的体験と後に発展したその思想とを、出来る限り一致せしめんと企図したのである。従つて上述の如き、大師の宗教的体験の歷程を精細に把握し、以てその思想的展開たる教学組織との必然的連関を追求せんとする立場からは、別伝は真に之に適當

する伝記と云うべきである。次に史実としての別伝であるが、かく云うも、灌頂は強いて客観的事実を無視して都合よきよう別伝を構成したのではない。灌頂と殆ど同時代に玉泉の法論、会稽の智果の大師伝があつたことは百録の自序からして明かであり、且百録も灌頂自身の編纂である。殊に仏教史家の間に高く評価されている道宣の続高僧伝が殆ど別伝に拠つたことは、両者の文を比較すれば文々句々驚く程符合しているところからも明瞭である。従つて前述の如き灌頂の態度を顧慮すれば、別伝の歴史的信憑性は決して疑わしいものではない。統紀に別伝事を叙ぶるの際尙浮辞多しなど云うは、明かに右の事情を察知せざる妄言と云うべきで、別伝の真価を抹殺するに等しい。別伝を史的資料として取扱う場合注意を要する所以である。

而してわれ／＼は、今更めて宗義と史実との問題を根本的に論究する暇はないが、続伝や百録によりて歴史的正確さを期しつゝ、別伝の有する上述の如き特長を把握することが必要なのではないかと思ふ。

以上別伝撰述に対する灌頂の態度よりして、別伝の続伝や百録と本質的に異なる性格を明かにすると共に別伝研

究の意義を論じたのであるが、次に別伝撰述の客観的事情に就いて一瞥して見よう。別伝句説の叙で観国は

「初大師滅後隋帝遣_レ柳顧言_二訪_二一代行状於門人_一於_レ是章安尊者親製_二此状_一以上帝勅_二諸州考使_一令_下各写_二一通_一流布_上云然其文緝裁巧密排鋪菁喪不_レ似_二尊者平昔之筆_一蓋當時徐庾文章盛行_二于世_一朝野翕然競相模範意者菩薩權智欲_レ誘_二引後進_一不_レ得_二不_レ循_二俗尙_一而投_中時機_上也」とこの間の事情を説明しているが、確かに別伝末尾にある柳顧言に依る撰述の動機及び百録中にある「上_二行状一卷_一等の記事よりして、別伝は多分に一般的性格を持つた伝記であつたことがわかる。従つて灌意は前述の如き純粹なる立場より大師の宗教的生涯を描く反面、自から対社会的顧慮をも払わねばならなかつた如くである。今その極端な一例を挙げれば、かの「三国成_レ一有_二大勢力人_一能起_二此寺_一」の文などは、後の隋の統一を暗示したもので、明かに時の皇帝への追従以外の何物でもないと思われよう。しかしそこに又大師の滅後国清寺に遺業を護らんとする灌頂等の苦心も窺われるわけであつて、かゝる意味から当時の仏教界及び一般社会の諸情勢と関係せしめて別伝を理解することは極めて重要なこととなつ

てくる。

又文章に就いても、右の事情からして外典を引用した一般的表現を用いているから、従つて形式的な美辞麗句が多く、後世の註釈者より章安文を飾るなりとか、前出の如く章安平昔の筆に似ずとか非難されているが、俗尙に循い時機に投せんとする別伝の反面の性格からは、真に止むを得ざるものがあつたのであるから、別伝を理解する上に注意しなくてはならない。

二

以上に於いて大体別伝の性格及び取扱上注意すべき点を挙げたのであるが、要は先ず別伝を如何に正確に読み且つ理解するか、問題なのであるから、現存の藏經所収の別伝が果して原本そのままに伝えられているものなりやと云うことから検討し始め、次に別伝が古来如何に理解されて来たかを見るため、その註釈の全てを詳細に吟味し、併せて前出の基礎資料及び従来の大師伝に関する各種の資料を考量すると共に当時の社会的諸条件を考察し、以て上に述ぶるが如き別伝本来の意味を把握せんとするのが以下の研究である。

昭和 天台書籍綜合目録によれば、別伝の単行本の現存
現存

するものなく、隋天台智者大師別伝一卷が大正藏五〇卷、縮藏一陽一一、卍藏一三三—七、等に収められているが、いずれも明本に依つたものである。而してこれが原本そのままであるかどうかは、更めて吟味する必要がある。伝教越州録には天台智者大師別伝一卷 章安和上 述二十紙とあり、釈教目録には天台大師別伝の名が見え、その他義天録にも天台大師別伝一卷と記されているが、前述の如く単行本の現存するものはないから、従つて古来の別伝註釈書の中の本文を対照する以外に之を検討する方法はないわけである。そこで便宜上先にその註釈書を挙げることが、その現存するものは、天台の他の註釈書に比して極めて少数である。而して現存する最も古い註釈は中国の曇照の註した智者大師別伝註である。曇照註に就いては仏祖統紀二十三（未詳承嗣伝第一）に「法師曇照四明人受業方広宣和初述天台別伝註最爲詳要一學者躋之」とあり、最も詳要なるものと称せられ、統紀自身も智者の伝の中に之を引用しているが、後に詳しく指摘する如く大變誤りの多いものである。その序を見ると

「此本近有_二吳興合溪広福寺智諶法師箋註_一是則存_レ之非則去_レ之今用_二南山総伝天台百録陳氏南史玉泉行狀碑并皇朝張相公関王祠記隋書帝紀列伝_一并詢_二雲水同人_一居_二玉泉_一會読_二殿壁紀錄_一別伝有_二所_一不_レ載者_一悉皆引而註_レ之俾_二祖師行業光_一昭於万世_一亡窮之伝也」

とある如く智諶法師の箋註を取捨して撰述したものであるが、その参考資料として挙げている続伝百録等と別伝との關係を、果して嚴密に考究したかは甚だ疑問である。中には本文すら嚴密に読んでいたかどうかとさえ疑われる箇処がある。従つて後世の註釈者は考証の忍證を始めてとして、総て曇照註の誤謬を徹底的に指摘している。しかしかく非難する反面、それ等の殆どがこの曇照註を多かれ少かれ唯一の指南としていたことは、それ等の註釈書の序文からして明かである。従つて別伝の註釈としては欠くことの出来ぬものである。現存する曇照註は寛永九年本のほか、正統蔵——二——乙——七——四にも収められているが、後者には端記の跋が付されている。而して両者の本文は殆ど同じであるが、之を藏経所収の明本と対照するときは、後に指摘するが如き相違を有する。なほ新しいものに上海法藏寺印行の天台智者大師別

伝輯註が存する。これは民国十九年興慈が曇照の原註を重輯し蕭澍霖が校閲したものである。その本文は続蔵のそれに依つた如くであるが、必ずしも一致せず、明本を用いた箇処が存する。内容に就いてはその序に

「搜諸典於続蔵。偶得伝註_二卷_一。宋曇照法師著。喜欲刻之。因而読之。其雖詳備。或語隱不申。或間有少悞。并以刻印幾更未究。魚魯之變頗多。由是不揣庸陋。詳考經書。或加或刪。載修載輯。分作四卷。題曰輯註。庶使扱卷瞭然。淺深易明。」

と云つてゐるが、概ね曇照註の誤りを訂正しているものの殆ど従来の註釈の範圍を出ていないように思われる。

次に写本であるが体素（堯恕親王）（寛永十七年 1640—元祿八年 1695）（京都妙法院蔵）の隋天台智者大師別伝註が存する。堯延親王の序が別に付されているが、この体素註はその自序からして前記の曇照註に似て、全く曇照註に拠つた如くである。殊に訓点送仮名を見ると寛永九年刊の曇照註のそれに殆ど一致するから、大方これを見て書かれたものであろう。間々曇照註の誤謬を訂正している箇処が存し、概ね肯綮に當つてゐると云うものの、全体として見れば曇照註の範圍を出るものではない。而

して考証も句読もこの体素註に就いては全く触れるところがなく、その存在すら知らなかつたことは両者の序からして明かである。従つて体素註は後の註釈に何等影響を与えなかつたと云ふ意味で、全く独立したものとして取扱うべきであるが、曇照註の誤謬を指摘している箇処が余りに考証と一致しているのは甚だ注目すべきである。殊にその本文は曇照註のそれとも異り、明かに写誤を訂正している箇処が存するから、それまでの写本に依つたことを示しているが、大体明本と大差はない如くである。しかし中には曇照註に拠つたと思われる箇処も存する。

次に最も重要なものとして、忍鎧の天台山国清寺智者大師別伝考証を挙げねばならぬ。元文六年に於ける實際百癡の序及び亮香の跋が付され、寛政八年刊行のものが現存するが、この考証は題名の如く、極めて詳細に別伝の本文に就いて、字句の解釈からその引用典籍に至るまで忠実に考証したもので、その間尙吟味すべき点があるとしても、恐らく別伝註釈書としては最も精要なるものである。しかし後に可透が之を刪略して句読を撰せし如く、やゝ瑣雜の趣があるが、曇照註の誤りを適確に

指適して、古来の疑義を確實な考証を以て解決しているのは認むべきである。而して考証の本文であるが、これは問題である。何となれば、後に詳しく本文を出して指摘する如く、考証の本文の中には統紀に引用されている続伝の文が、多少の出入はあるが、挿入されてゐる箇処が存し、且屢々本文を訂正している。これ忍鎧の拠れる本文がかくあつたのか、将又忍鎧自身之を適当なりと認めて挿入又は訂正したのか、慎重に吟味すべきであるが、とも角明本とは大変異なるから注目すべき異本である。なほ考証の写本として智者別伝考証三巻が寛永寺に存するが、今その内容を見るに、刊本の考証とは概ね一致していると云うものの、細部に於いてはかなり出入があり、殊に刊本に無い註釈が多く存し、且刊本ほど整理されてなく雑然とした感がある。即ち刊本には簡明に和文にて書き下した箇処が存し、論旨の通達を図つてゐるが、この写本は漢文のみにて只典拠を羅列してゐるに過ぎない。この様な点から考えると到底刊本の抜粋ではないやうである。只奥書もなく智範所持とあるのみにて、年代が全く不明であるが、恐らく開板以前の写本ではなかつたかと想像される。而してその本文を見ると刊本の考証

の本文とは重要な点で異つてゐる。即ち後に指摘する如く刊本の考証で訂正されている箇処がこの写本では訂正されていない。例えば刊本の考証では大師は先師となし初啓は初契となつてゐるが、写本では大師、初啓そのまゝで明本と一致してゐるのである。殊に刊本の本文の中に挿入されている統伝又は統紀の文は、この写本にはなかつた如くである。と云うのは、この写本では本文の全文が掲げてなく、註釈を施すに必要な本文の箇処のみを出してゐるため、その全文を知ることが出来ぬが、今云う挿入された文の註釈は、刊本の考証には極めて詳しく存するのに、この写本には全然ない。従つて刊本の考証とこの写本とはその扱れる本文を異にした如くである。而して如海の紀年録を見ると大同四年戊午の下に、統紀の文が殆どこの様な体裁で別伝と折衷されて出されている。故に考証以前に於いて、この様な本文が存したとも考えられるから、強ち考証自身の挿入とは云い得ない。恐らく考証の扱れる本文の如きものが存したのである。只字句の訂正に就いては、忍鑑は一本に有り云々としてゐるから、勿論かゝる本文の存したことは云う迄もないが、しかし考証の本文にのみ見られるもので、大

変明本とは異なるものであるから、先の曇照註の本文と共に、本文の対照上極めて重要なものと思ふ。殊に訂正に當つて、忍鑑は明かに原本を推定せんとしたようであり、首肯すべき議論も存する。従つて後に指摘する如く明本の不適當なる点も考えられてくるから、この考証の本文校訂は確かに注目すべきものであろう。考証の自序及び註釈の中の忍鑑の態度を見ると、或は一本に拠ることなく、忍鑑自ら本文の訂正を行つた如くにも思われるのである。

考証に次いで撰述されたものに可透(祖関)の隋天台智者大師別伝句読がある。慈門觀国の序を有し、安永七年刊行されてゐるが、その自序に

「近南溪鑑公集ニ事義三卷ニ余借而読之其可取者多事ニ刪略ニ入ニ拙撰中ニ則令ニ読者不厭」

とある如く、忍鑑の考証を刪略して、極めて達意的な註釈を施してゐる点が特長で、考証に比すれば甚だ簡潔ではあるが、却て考証より卓見を提出してゐる点がある。殊にその本文に就いては、考証の本文訂正に概ね賛意を表しつゝも、本文の訂正は行わず、正しく明本を用いてゐるのは可透の見識を示すものと云うべきで、この

点からも考証の本文に就いては再考の余地があると思われる。只明かに明本の誤りと思われる箇処は二三訂正している。

なほこの外に、写本ではあるが敬雄の天台智者大師別伝翼註及び靈空の別伝幻々箋、詳解余説等が寛永寺に存するが、今その内容を省略する。

以上にて現存する別伝の註釈書を終るが、その間、本文に就いて述べし如く、藏經所収の明本以外に現存する異本としては、曇照註、体素註、及び考証等の本文が挙げられるが、その中重要なるものは曇照註、並に考証の本文であろう。従つて以下本文の対照に於ては、主としてこの二本を用いることとする。

而してこれ等現存の註釈を内容的に見ると、矢張り考証、句読が別伝に対する本格的な研究で、殊に考証は最も検討する必要があると思う。曇照註は最古の註釈であると云う以外に取柄はなく、体素註も余り参考とはならない。従つて以下本文の註釈に関しては考証を中心に考察を進めてゆくこととする。

なほ現存せざるものに、吳興合溪広福寺智諶法師の箋註があるが、これは曇照註の中に多少取捨されて存する

から、僅かにその内容を窺うことが出来るが、曇照註と同じく余り価値あるものとは思われない。

次に大師の伝記関係の資料を挙げれば、上述の百録、続高僧伝等の基礎資料のほか、荆溪の止観輔行を始め、法華伝記、天台九祖伝、釈門正統、仏祖統紀等実に多数存する。従つて瑣雑を避けるためその総てを挙げぬが、

後世これ等あまたの諸説を集成整理せんと意図する日詔の訓導記、如海の紀年録等が出現するに至つた。前者は大師の生誕から入滅までの主要な行業に就いて諸説を集録したもので、一応参考とはなるが、只諸説を提出したのみで之に対する自己の見解が殆ど表明されていないのは惜しまれる。これに対して紀年録は、その自序によれば大師の徳行と才月との関係が不明であることを歎き、広く諸文を検して大師の年録を編集しようとしたものであるから、云わば大師の伝記を時間的に整理せんと企図したわけである。大体別伝、続伝、及び統紀の三本に拠つた諸文の折衷から構成されているが、その中に大師誕生の年数及び享年の寿数を定め、且別伝、続伝、統紀等が一一に暦を推さずして只徳行のみを述ぶるに對し、委しく暦を推算して徳行の才月を定めているから、別伝を年次的

に理解する上に極めて参考となるものである。又その拠る所無きは則ち旧伝に准じて闕如すとある如く甚だ良心的でもある。殊に料簡及び問答に於いて、古来の重要な疑義に対し極めて明快な解決を与えているのは注目すべきで、この点単に問題の拠れる処を提出したに過ぎない日詔の訓導記とは非常に異なる。又「別伝統伝等文字倭訓其謬不_レ少今逐一改_レ之以_レ与_レ彼不_レ同勿_レ此為_レ非也」とあるから、その本文は上衆の意味から一応参考とする必要があるろう。

次に本文考究に入るに先立ち、別伝の撰者及撰時に就いて注意すべき点を述べれば、撰者が章安灌頂であることには古来漸義はないが、仏祖統紀巻九に

「用_二国清智寂禪師本_一稍加_二增益逐_一行_二於世_一」

とあり、別伝は智寂禪師の草本に灌頂が增益して作製したかの如く解されているが、これは志盤が百録の序を誤読したのであつて、智寂の草本云々と云うは百録に限るべきであることは云う迄もない。別伝が灌頂自ら資料を蒐集し撰述したことは別伝の末尾に

以_二開皇二十一年_一遇_二見開府柳顧言_一賜_レ訪_二智者俗家桑梓入道緣由_一皆不_レ能_レ識克_レ心自責微知_二醒悟_一仍問_二遠

祖於故老_一即詢_二受業於先達_一瓦官前事或親承_二音旨_一天台後瑞隨分憶持然深禪博慧妙本靈迹皆非_二淺短能知_一但恋_二慕玄風_一無_レ所_二宗仰_一輒編_二聞見_一若_レ奉_二慈顏_一披_二尋首軸_一涕泗俱下謹狀

とあるよりして明かである。

なほ別伝の撰時に就いては、上に引用した別伝中の開皇二十一年（仁寿元年）開府柳顧言に遇見し云々の記事よりして、従来仁寿元年と考えられていたが、別伝中に大業元年二月の記事があり、又国清百録第八十五、八十六条より検するに智越が智瓌に命じて晋王に奉啓せしめた文の中に

「弟子灌頂記録為_二行狀一卷_一由_レ在_二山内_一未_レ敢啓_一」

とあり、日附は大業元年八月三十日となつてゐるから、仁寿元年頃より次第に資料を蒐集し始め、大業元年二月より八月までの間に完成されたものと見るのが正しいと思われる。